

無電柱化推進検討会議

日時:平成 26 年 9 月 8 日(月)
15:00~16:30
場所:中央合同庁舎第 2 号館 1 階
共用会議室 1

議事次第

1. 報告事項

無電柱化に関する最近の動向

2. 検討事項

- (1)電線共同溝事業実施済箇所で残置されている電柱・電線への対応について
- (2)「無電柱化に係るガイドライン」による当面の対応について
- (3)低コスト手法の検討について
- (4)新たな計画策定に向けた取り組みについて

3. その他

今後のスケジュール

無電柱化推進検討会議 要綱

(目的)

- (1) 安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上、施設の信頼性の向上等の観点から道路の無電柱化を図るとともに、社会のニーズに対応した道路空間の有効活用を図るべく、今後の無電柱化の促進方策を検討するため、無電柱化推進検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

- (1) 会議は次に掲げる事項について調査検討する。

無電柱化の基本に関する事項
無電柱化の整備に関する事項
無電柱化の制度に関する事項
無電柱化の技術に関する事項
その他、無電柱化促進に関し必要な事項

(構成)

- (1) 会議は、関係行政機関、電線管理者からなる委員で構成し（別添参照）、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。
- (2) 会議は、会議の調査検討に必要な事項について調整を図るため、幹事会を置くとともに、各地方ブロックに地方ブロック無電柱化協議会を置く。

(事務局)

- (1) 会議の事務局は、国土交通省道路局環境安全課道路交通安全対策室とする。

(その他)

- (1) 無電柱化の着実な推進を図るため、毎年度当初に各地方ブロック無電柱化協議会及び幹事会を開催し、進捗状況の把握、必要な調整等を行い、必要に応じて、会議を開催する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、関係者が協議し定める。

付則

この要綱は、平成 3 年 1 月 28 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 15 年 4 月 22 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 16 年 4 月 15 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 18 年 2 月 24 日から施行する。

無電柱化推進検討会議 名簿

高木 勇人 警察庁 交通局 交通規制課長

境 勉 総務省 自治財政局 調整課長

徳光 歩 総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室長

宮地 俊明 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 高度通信網振興課長

井上 悟志 経済産業省 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 電力需給・流通政策室長

清水 喜代志 国土交通省 都市局 街路交通施設課長

平田 研 国土交通省 道路局 路政課長

茅野 牧夫 国土交通省 道路局 国道・防災課長

池田 豊人 国土交通省 道路局 環境安全課長

岡 邦彦 国土交通省 道路局 環境安全課 交通安全政策分析官

勝田 実 電気事業連合会 業務部長

早田 敦 電気事業連合会 工務部長

土田 鋼太郎 東京電力株式会社 パワーグリッド・カンパニー 配電部長

高市 和明 関西電力(株) 電力流通事業本部 ネットワーク技術部長

栗田 輝久 日本電信電話(株) 技術企画部門 環境デザイン室長

田辺 博 東日本電信電話(株) ネットワーク事業推進本部 エンジニアリング部長

小林 康雄 西日本電信電話(株) 設備本部 ネットワーク部 アクセス設備部門 基盤設備担当部長

緒方 康裕 (一社)電気通信事業者協会 総務部長

松本 正幸 (一社)日本ケーブルテレビ連盟 専務理事

(H26. 9時点)

無電柱化推進検討会議 資料

1. 報告事項

無電柱化に関する最近の動向.....	2
--------------------	---

2. 検討事項

(1) 電線共同溝事業実施済箇所に残置されている電柱・電線への対応について...	10
(2) 「無電柱化に係るガイドライン」による当面の対応について	11
(3) 低コスト手法の検討について	12
(4) 新たな計画策定に向けた取り組みについて	18

3. その他

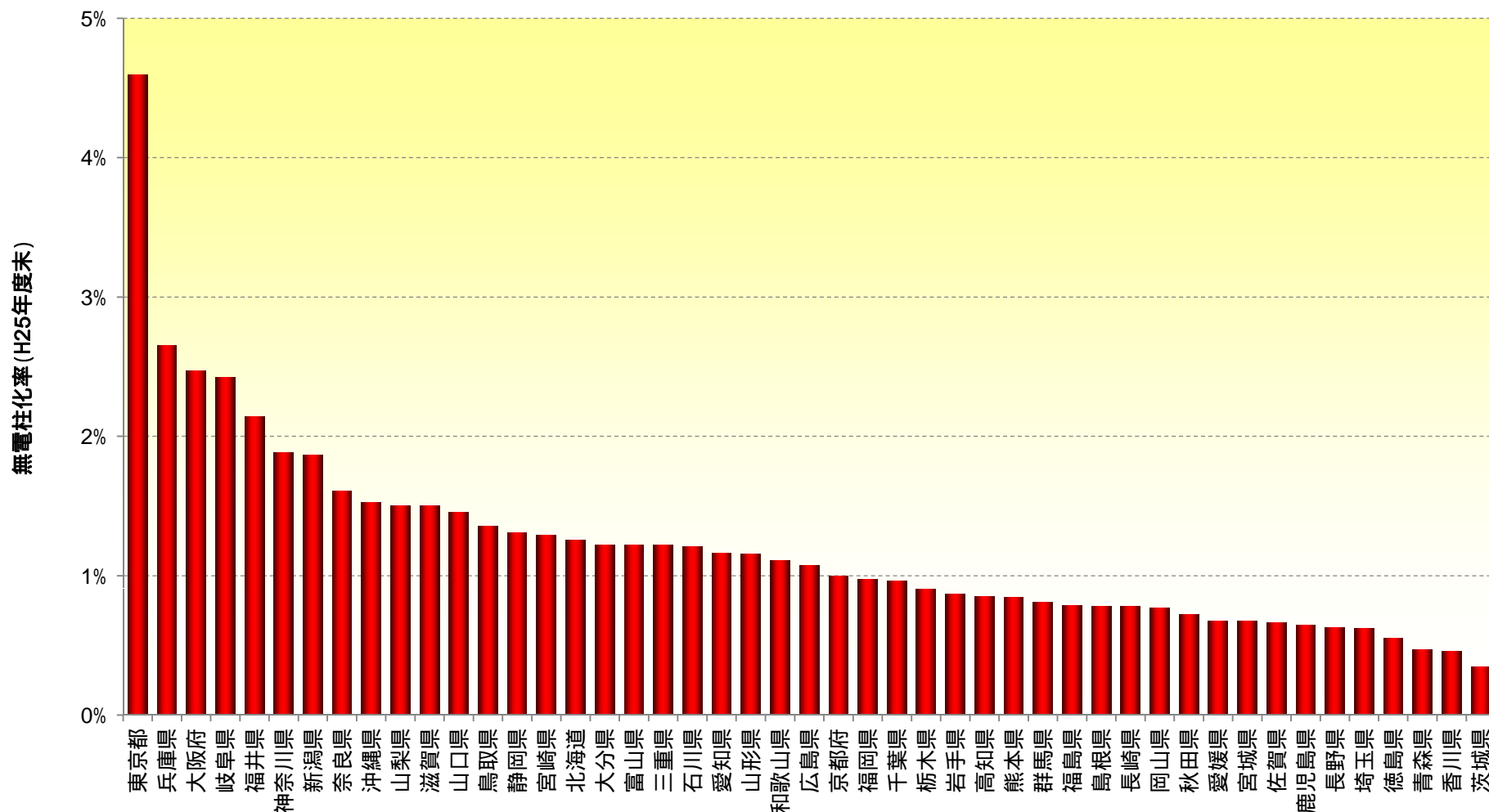
今後のスケジュール	20
-----------------	----

1. 報告事項

1. 報告事項

無電柱化に関する最近の動向(国内の整備状況(都道府県))

- 東京、大阪、兵庫等の大都市部で比較的整備が進んでいるが、最も無電柱化率が高い東京都でも、無電柱化されている道路は5%弱である。

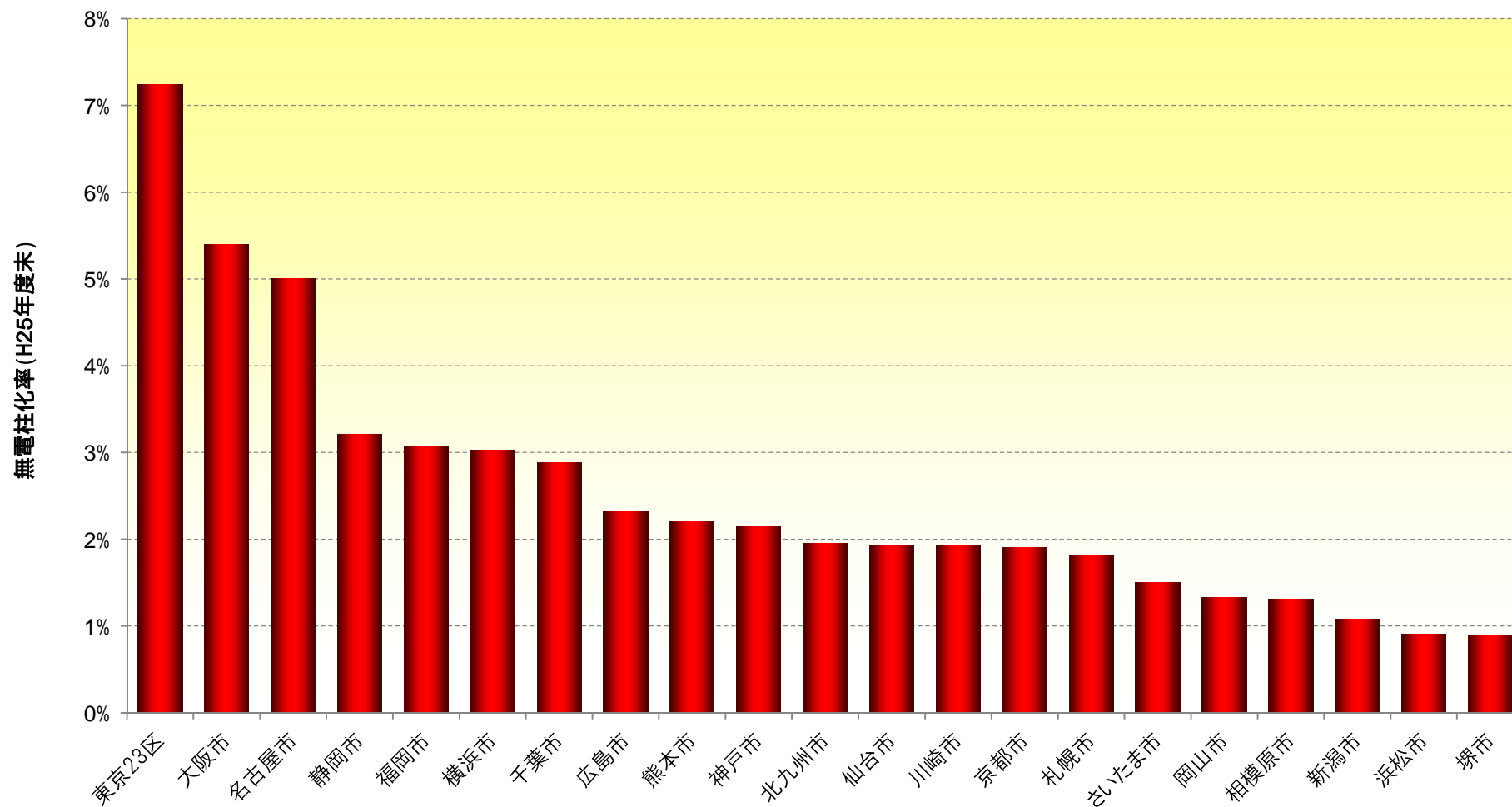


* 全道路(高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く)のうち、電柱、電線類のない延べの割合(H25年度末)で各道路管理者より聞き取りをしたもの

1. 報告事項

無電柱化に関する最近の動向(国内の整備状況(特別区、政令市))

- ・ 政令市等でも無電柱化は進んでおらず、無電柱化率が5%を超えているのは、東京23区、大阪市及び名古屋市のみである。



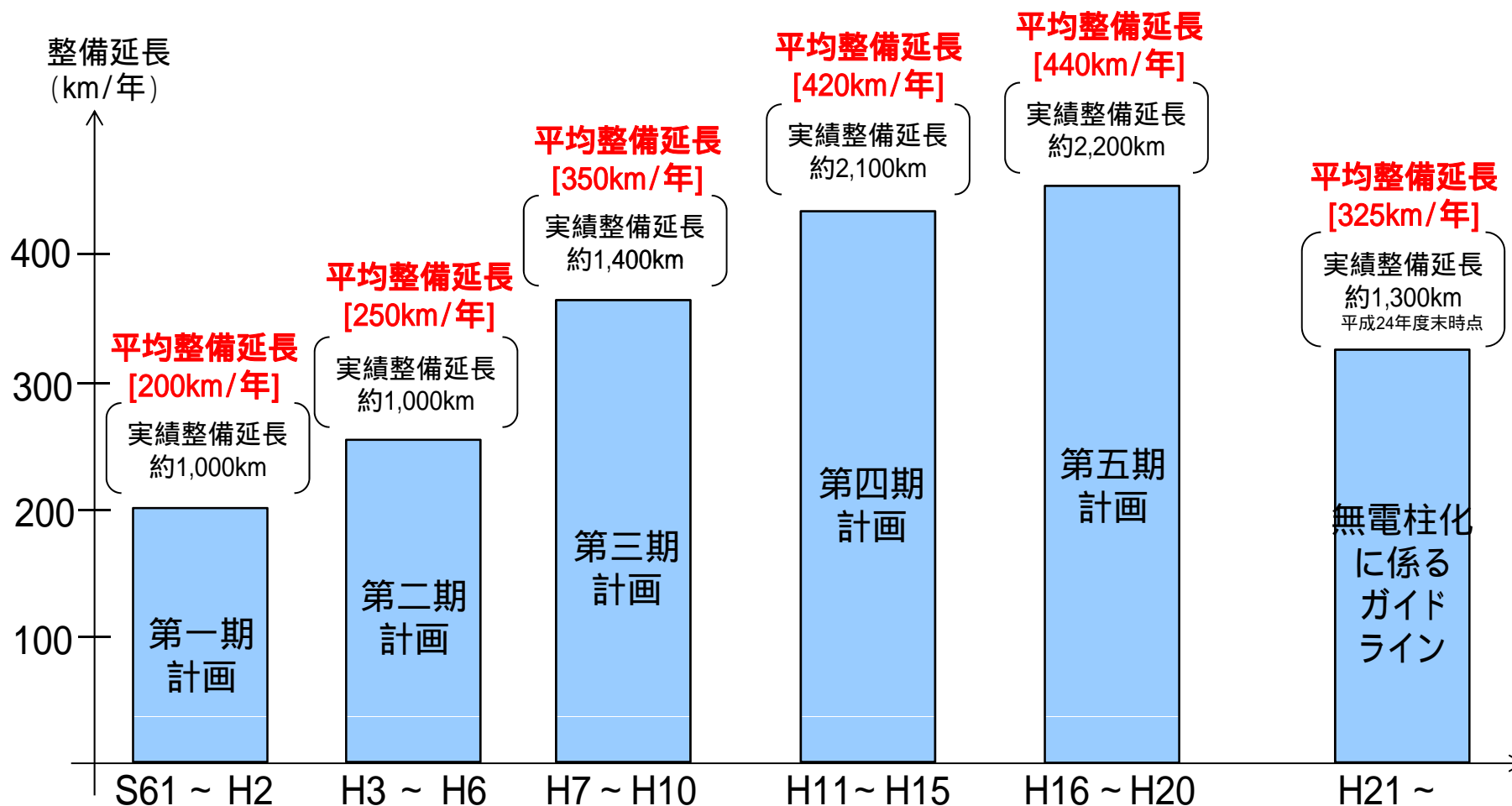
* 全道路(高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く)のうち、電柱、電線類のない延長の割合(H25年度末)で各道路管理者より聞き取りをしたもの

1. 報告事項

無電柱化に関する最近の動向(過去の計画と整備量)

・1年あたりの整備延長は平成10年代後半をピークに減少

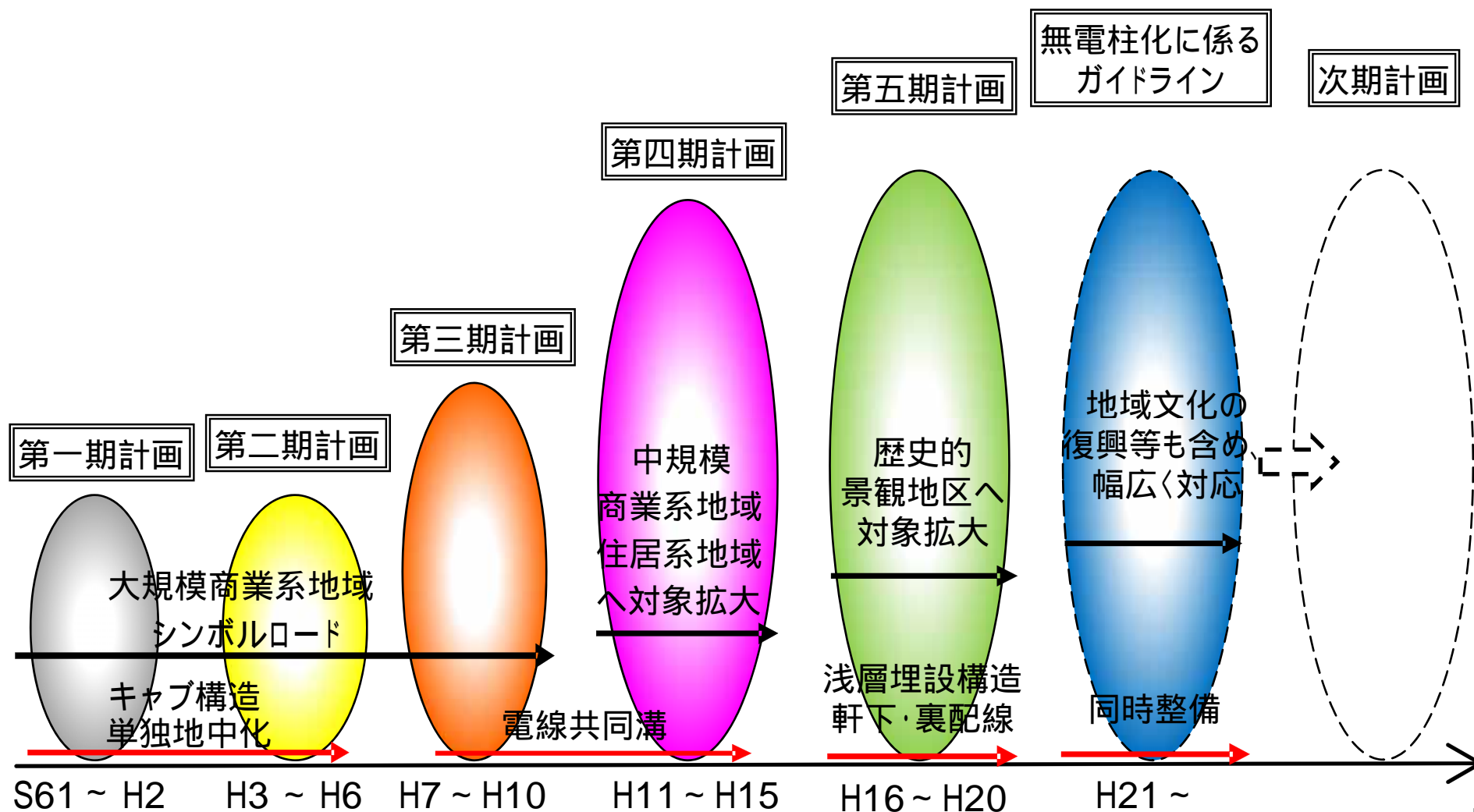
【年度毎の無電柱化延長】



1. 報告事項

無電柱化に関する最近の動向(無電柱化に関する計画等)

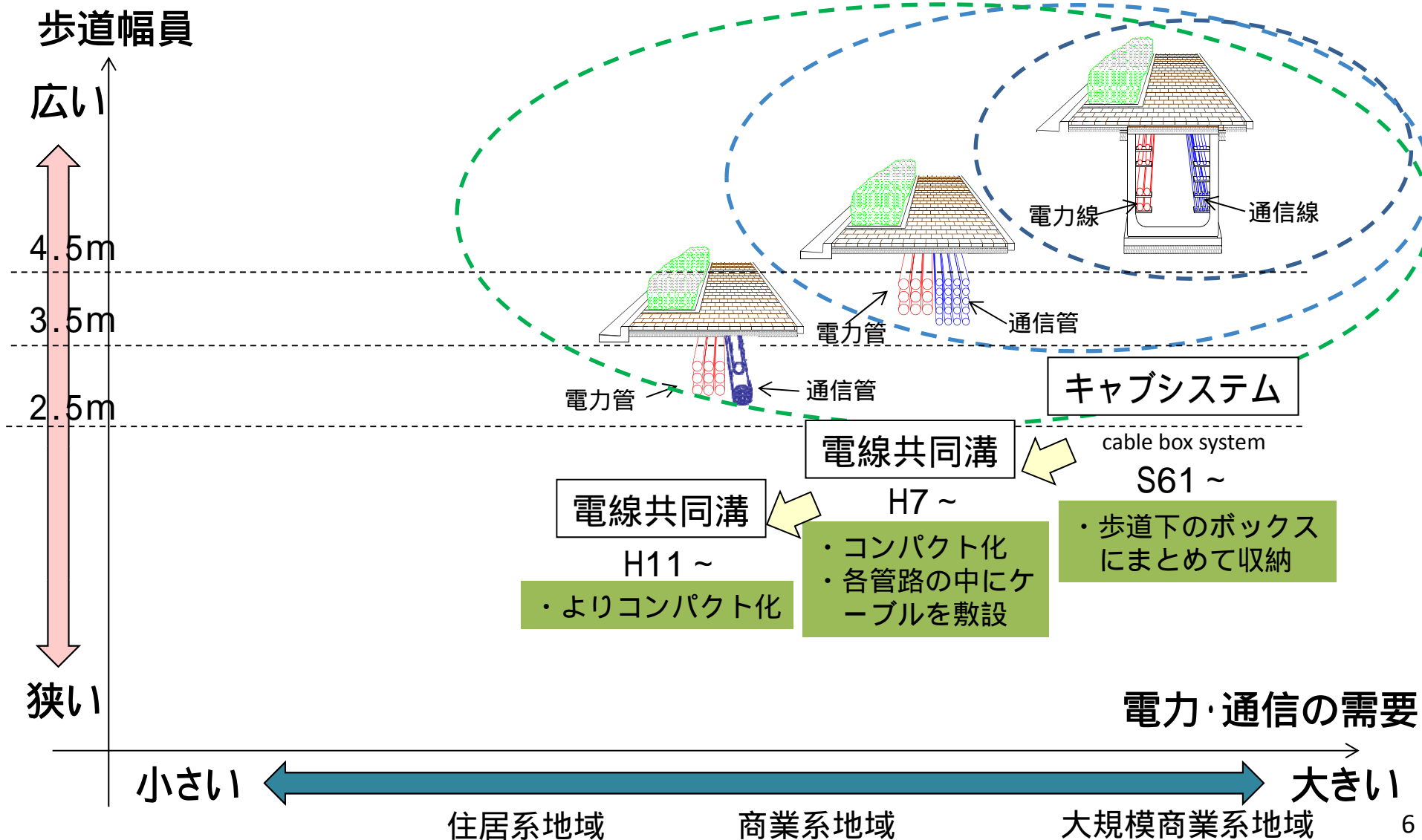
- ・ 昭和61年度以降、無電柱化に関する中期的な整備計画等を策定(6期)
- ・ 対象道路・地域を拡大するとともに、整備手法も多様化
- ・ H32年度のオリンピック・パラリンピックを視野に入れつつ次期計画を検討



1. 報告事項

無電柱化に関する最近の動向(無電柱化手法の変遷)

歩道幅員が広く、電力や通信の需要が大きい地域を想定した手法から徐々にコンパクト化を図っているが、現場対応として限界



無電柱化に関する最近の動向

無電柱化対策に関する調査(総務省行政評価局)

- 調査主体 : 総務省管区行政評価局、行政評価事務所
- 調査期間 : 平成26年4～8月
- 調査対象 : 関東地方整備局を含む6出先機関
- 調査結果 : 8月22日～29日 所見表示の通知・報告書の公表
9月2日 国土交通省官房長宛通知
- 指摘内容 : < 地域において改善すべき問題点 >

電線共同溝完成済み箇所への電柱・電線が未撤去
電線共同溝完成済み箇所における占用許可の手続きが遅延
電線共同溝の管理が不適切
緊急輸送道路における無電柱化が低調

< 全国的な課題について問題提起 >

無電柱化の様々なニーズを考慮したより適切な指標の設定
電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の撤去の徹底

1. 報告事項

無電柱化に関する最近の動向

「平成27年度 道路関係予算概算要求概要」(国土交通省道路局・都市局)の無電柱化に関する事項

道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点からの無電柱化を推進します。

【無電柱化の目的】



< 電柱の倒壊による道路閉塞 >



< 歩行の支障となる電柱 >



< 美観を損ねる電柱・電線 >

【本格的に無電柱化を推進するための方向性】

新たな無電柱化推進計画を策定し、同時整備の実施、道路の占用制限の実施、低コスト手法の導入等により、本格的な無電柱化を推進

道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するとともに、併せて緊急輸送道路における新設電柱の占用制限に着手

直接埋設や小型BOX活用方式等低コスト手法の導入、及び直接埋設の普及促進の仕組みを構築
地域との連携を強化するため、地上機器の民地への設置等地域の協力が得られる仕組みや、計画策定の際に地域の声が反映される仕組みを構築

「電柱が無いことが常識」となるように国民の理解を深める情報発信を推進

2. 検討事項

(1) 電線共同溝事業実施済箇所に残置されている電柱・電線への対応について

< 現状と課題 >

道路管理者の施工不良等、電線管理者内の調整不足等の原因により、すでに電線共同溝事業が完了している区間において未だ電柱・電線が残っている箇所が多く存在していることが指摘されている。

< 対応(案) >

対応方針として、全国で残置されている電柱・電線について関係者間で確認の上、問題点を共有し、関係者が協力してこれらの撤去に努めることとする。
具体的には下記の通り対応する。

1. 全国で残置されている電柱・電線の状況について道路管理者が把握
2. 電線管理者等は問題箇所を確認し対応策について検討
3. 関係者が密接に連携して残置されている電柱・電線の撤去を速やかに実施

(2) 「無電柱化に係るガイドライン」による当面の対応について

< 現状と課題 >

「無電柱化に係るガイドライン」においては計画期間を定めていないため現在も継続している。

一方、策定後4年半が経過しており、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しが必要。

< 対応(案) >

地域のニーズに応えるため、既に合意されている箇所について、今年度は「無電柱化に係るガイドライン」を用いて無電柱化を推進する。

特に、同時整備に関連する合意箇所については、必ず整備を実施する。

(参考) 「無電柱化に係るガイドライン」(H22.2)

- ・「無電柱化すべき地域の考え方」、「費用負担」、「推進体制」について記載。
- ・「4、5年を目処として、必要に応じ見直しを検討するものとする。」と記載。

(3) 低コスト手法の検討について

< 現状と課題 >

電線共同溝方式は、歩道幅員が狭い道路で埋設が困難、高コスト、地域との合意形成が困難等限界になっている。

このため、電線共同溝方式にかわる低コスト手法の導入が必要である。

< 対応(案) >

1. 低コストで多くの地域で導入可能な手法について技術的検討を実施する。
まずは、直接埋設や小型ボックス活用方式等低コスト手法の導入
(現状の埋設深、電線と通信線の離隔距離等を踏まえた技術的検証)
を検討することとし、今年度は試験施工を実施する。
2. また、あわせて低コスト手法の普及促進の仕組みについて検討を実施する。

(3) 低コスト手法の検討について

低コスト手法導入のための課題解決のために試験施工を実施

現行の仕様

直接埋設でのケーブルの最小埋設深さ

- ・舗装厚(路面から路盤下面まで) + 0.3m 国土交通省通達
- ・重量物の圧力を受ける恐れがある場合 1.2m } 電気設備の技術基準の解釈
 その他の場所 0.6m } (経済産業省)

電力線と通信線の最小離隔距離

- ・電力線と通信線との離隔距離 0.3m } ... 有線電気通信設備令、施行規則(総務省)、
 例外として、難燃性の被覆を有する 電気設備の技術基準の解釈(経済産業省)
 通信線の場合等の条件に応じて、
 0~0.1mまで近接が可能

低コスト化に向けた仕様の見直し

コスト縮減を図るために次の技術的検討を実施

- 埋設深さの浅層化 (試験)
- 離隔距離の縮小 (試験)
- コンパクトな分岐部及び配線の施工実現性 (試験)

(3) 低コスト手法の検討について

低コスト手法導入のための課題解決のために試験施工を実施

試験概要

試験	路面及びケーブルの機能に影響を与えない埋設深さ確認試験
車道浅層部に電力・通信線を埋設した場合における舗装及びケーブルの機能に影響を与えない埋設深さの確認	
試験	電力線と通信線の離隔距離確認試験
低圧電線の通電による影響が通信線の通信機能に影響しない離隔距離の確認	
試験	直接埋設、小型ボックス活用埋設の分岐部(特殊部)の施工性確認試験
施工実現性及び施工についての配慮事項の確認	

2. 検討事項

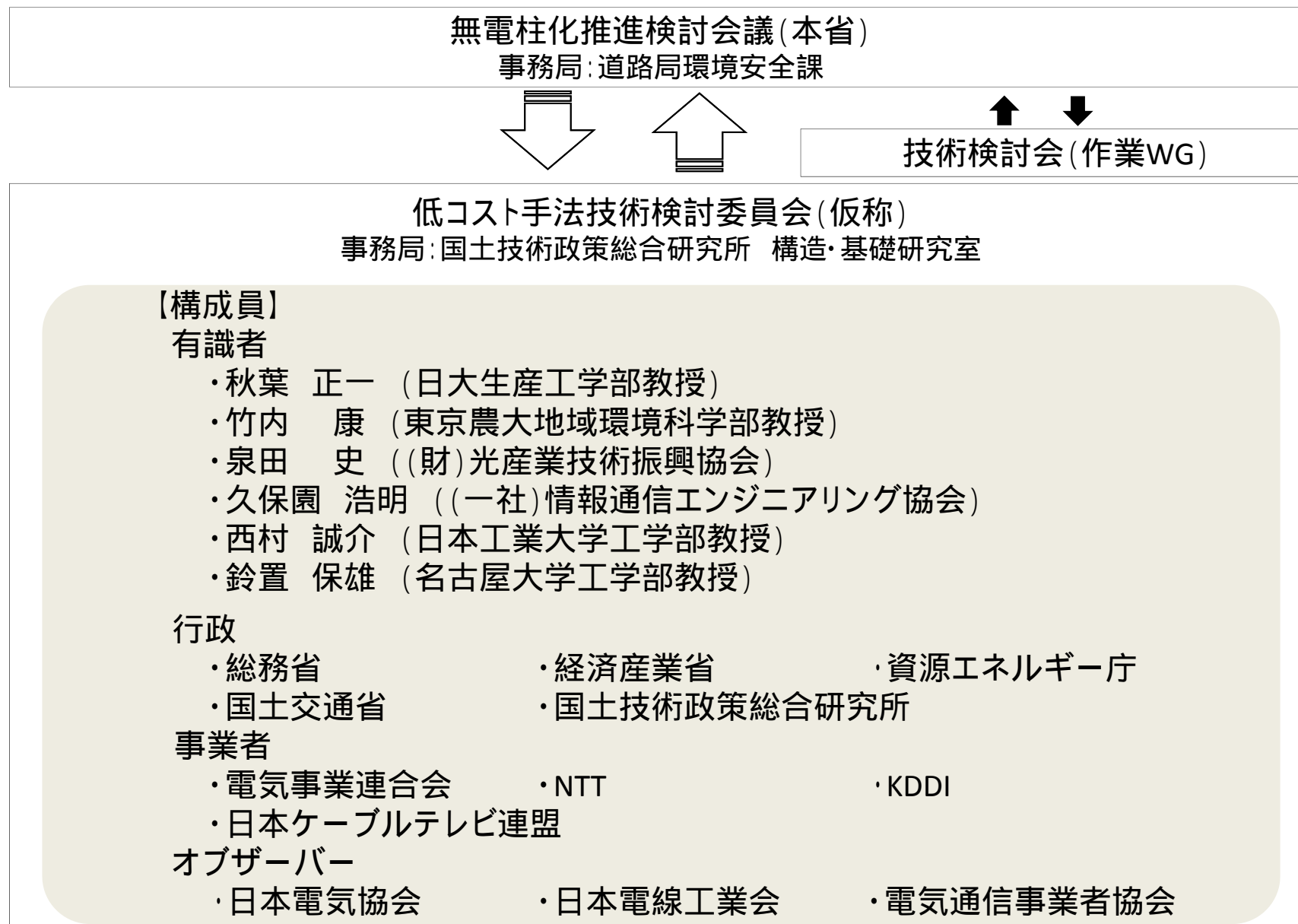
(3) 低コスト手法の検討について

(参考) 試験施工のイメージ

直接埋設	小型ボックス
<p>実施内容 以下のイメージで実施</p> <p>埋設深さ 1.2m 現行基準</p> <p>埋設深さは想定 試験イメージ</p>	<p>実施内容 以下のイメージで実施</p> <p>通信線 電力線(高圧) 電力線(低圧)</p> <p>現行基準</p> <p>試験イメージ</p>
<p>検証項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 舗装体への影響 ● 低圧電力線、通信線の強度や性能の確認 <p>締め固め試験、大型車による載荷試験を実施し、損傷の有無を確認</p> <p>➡ 埋設深の根拠</p>	<p>検証項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 低圧電力線、通信線の間に必要な離隔 低圧電力線に通電し、通信障害の発生の有無を確認 ● 特殊部等の施設の大きさ 電力線、通信線を設置し、大きさの過不足を確認 <p>➡ 内空断面寸法の根拠</p>

(3) 低コスト手法の検討について

低コスト手法の技術的検討体制(案)



2. 検討事項

(3) 低コスト手法の検討について

低コスト手法の技術的検討 スケジュール(案)

平成26年

9月8日

試験施工についての関係機関合意
(無電柱化推進検討会議(本省課長レベル))

9月下旬

施工内容・評価方法等の確認
(低コスト手法技術検討委員会)

実験施設の整備

試験施工箇所でのデータ収集
(必要に応じて委員の現地立会)

中間整理

(低コスト手法技術検討委員会)

結果とりまとめ

(低コスト手法技術検討委員会)

関係機関合意

(無電柱化推進検討会議(本省課長レベル))

平成27年

設計要領等の改訂

(4) 新たな計画策定に向けた取り組みについて

< 現状と課題 >

- ・現在の計画は事業者の視点が中心となっており、生活者の視点が不十分。
- ・新たな電柱の立地を抑制することが求められている。
- ・まちづくりの観点を含めた地元の合意形成が十分図られていない。

< 対応(案) >

- 1) 各県の地方協議会にまちづくり関係者や地元代表者等のメンバーを追加
- 2) 事業に対する合意形成を図る組織を必要に応じて新たに構築

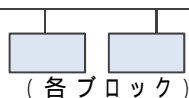
1) のイメージ

【中央】

無電柱化推進検討会議

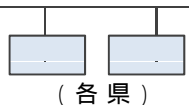
【各地方ブロック】

地方無電柱化協議会



【各県等】

県無電柱化地方協議会



メンバー

- ・国土交通省 国道事務所 ・都道府県
- ・政令市 ・市区町村 ・電力会社
- ・NTT等 ・(一社)日本ケーブルテレビ連盟 等

メンバーの追加

- ・都道府県(まちづくり部局)
- ・地元経済界
- ・住民代表 等

2) のイメージ

合意形成を図る組織を必要に応じて新たに構築

【各自治体】

地元協議会(仮称)

メンバー

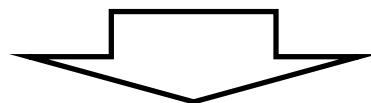
- ・道路管理者
- ・市区町村
- ・電力会社
- ・通信事業者
- ・地元自治会
- ・まちづくり組織
- ・地元商店街
- ・沿道地権者 等

3. その他

今後のスケジュール

H26.9.8(今回)

- ・電線共同溝事業実施済箇所に残置されている電柱・電線への対応について
- ・「無電柱化に係るガイドライン」による今年度の対応について
- ・低コスト手法の検討について
- ・新たな計画策定に向けた取り組みについて



次回以降

- ・残置されている電柱・電線についての対応のフォローアップ
- ・低コスト手法の検討状況の確認等
- ・新たな計画策定に向けた方向性等の検討

無電柱化に係るガイドライン

1. 無電柱化の対象について

無電柱化の実施にあたり、各道路管理者は、市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等に資する箇所を選定しているところである。

これらは、景観法、バリアフリー新法(※1)、観光圏整備法(※2)、歴史まちづくり法(※3)等が施行されたことなどによって、安全・安心の社会づくり、観光振興等による活力の創造、景観形成による魅力向上等の観点から、無電柱化の要請は、地域や社会から、より一層強く求められているという背景がある。

無電柱化の事業の実施にあたっては、これらの地域の要請に応え、道路管理者と電線管理者は協議の上、地方公共団体と調整しつつ、また電力・通信需要にも配慮しつつ、無電柱化の必要性及び整備効果を踏まえ、整備及び費用負担の方式について調整を図りながら、引き続き無電柱化を進めるものとする。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18 施行)

※2 観光圏の整備による観光旅客の来訪および滞在の促進に関する法律(H20 施行)

※3 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(H20 施行)

2. 無電柱化の進め方について

1) 効率的な無電柱化の推進

コスト縮減を図りつつ、地域の実情に応じた効率的な整備を推進することが必要であるため、地域の実情に応じてコスト縮減が可能な以下の手法も活用しながら無電柱化を実施するものとする。

①同時施工

歩道整備等の道路事業等が電線共同溝と同時期に計画されている場合には、工期等を調整し、同時に施工するものとする。その際には、計画のなるべく早い段階から調整を行い円滑な事業実施を図るものとする。

また、将来において無電柱化の必要性が見込まれる箇所において、

道路の新設又は拡幅（土地区画整理事業等による場合を含む。）と一体的に行う電線共同溝の整備（以下、「同時整備」という。）を実施するものとし、電線を収容するための管路等の増設が発生しない構造とするよう努めるものとする。

②地中化方式以外の手法の活用

条件の整う箇所では、軒下・裏配線等の手法を地域の実情に応じて活用するものとする。

③浅層埋設方式

従来よりもコンパクトな浅層埋設方式を活用するものとする。

④既存ストックの有効活用

既設の地中管路について、管路所有者と協議の上、可能であれば、電線共同溝等の一部として活用するものとする。

2) 整備手法

地中化方式による整備を基本としつつ、地域の実情に応じ、地中化方式以外の無電柱化方式も活用するものとする。

①地中化方式

a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備する方式。

b) 自治体管路方式

地方公共団体が管路設備を整備する方式。

c) 要請者負担方式

原則として要請者が整備する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も検討する。

②地中化方式以外のもの

a) 軒下配線方式

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

b) 裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式。

3) 整備を進めるにあたっての体制

①全国 10 ブロック毎の道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者からなる地方ブロック無電柱化協議会において、構成員の意見を十分反映した協議により、実施予定箇所の計画をとりまとめ、円滑に進めるものとする。

②同協議会においては、都道府県単位などの地方部会の意見を反映するものとする。

- ③具体の無電柱化箇所における事業実施にあたっては、道路管理者、電線管理者及び地元関係者の各々が果たすべき役割と責任を踏まえ、連絡会議の設置や住民参加型の計画策定に対する支援を活用すること等により円滑に推進するものとする。

3. 費用負担のあり方について

無電柱化は、以下の費用負担により実施するものとする。

①地中化方式

a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者及び電線管理者が負担。

b) 自治体管路方式

管路設備の材料費及び敷設費を地方公共団体が負担し、残りを電線管理者が負担。

c) 要請者負担方式

無電柱化整備費用の原則として全額を要請者が負担。

②地中化方式以外の無電柱化方式

a) 軒下配線方式

整備費用は、移設補償の場合、道路管理者が負担。

b) 裏配線方式

整備費用は、移設補償の場合、道路管理者が負担。

4. その他

一般に無電柱化事業は4、5年の事業期間を要すること等を踏まえ、当面の間、当該ガイドラインに基づき、事業を実施するものとし、今後4、5年を目途として、必要に応じ見直しを検討するものとする。

I T S 推進・道路調査会 無電柱化小委員会 中間とりまとめ

平成26年6月19日

自由民主党 I T S 推進・道路調査会
無電柱化小委員会

■『電線病』に冒された我が国の空

今や海外では、道路上に林立する電柱や空を覆う電線の束を見かけることは殆ど無い。ロンドンやパリ、ベルリンなど欧米の主要都市では第2次世界大戦以前より地中化が標準とされており、また、台湾、インドネシア、中国等、アジア各国の都市においても、無電柱化が顕著に進展している。

一方、我が国を顧みれば、全国には依然として約3,500万本の電信柱や電力柱が存置され、現在も毎年7万本ずつ増え続けている。

世界に冠たる国際都市である東京23区ですら無電柱化率は7%に過ぎず、2020年に東京オリンピック・パラリンピックを控え、また、訪日外国人旅行者数2000万人を目指している中で、外国人観光客を十分に「おもてなし」する環境が整っているとは到底言い難い。

こうしたクモの巣もどきの『電線病』に冒された我が国の景観を、国民の多くが許容しているのは、電柱・電線のある風景を幼少の頃より見慣れているからであり、国際社会の中で我が国の街が輝きを取り戻すためには、日本人の常識の抜本的な転換が不可欠である。

■これまでの整備手法の限界

我が国では、昭和60年代初頭より、電力や通信の需要が大きい大規模商業地域を中心に、広幅員歩道の地下に電線を収納する「電線共同溝方式」により、無電柱化の整備が進められてきた。

今もって主流な手法とされている電線共同溝方式は、歩道幅員が狭い道路では埋設が困難であり、整備コストが高いこと、地域との合意形成が困難なことと相まって、その全面的な適用には既に限界が来ている。

他方、海外の無電柱化先進都市では、安価で空間上の制約を受けない直接埋設を主流とし、また地上機器は民地を活用して設置することにより、都市内の面的な無電柱化を標準としている。

更に我が国では、新たな道路整備や面開発が行われる際に、ガス、水道、下水道などのライフラインの整備にあたっては、全て地中に埋設されるのに対し、電線は電柱を立地する方式が未だに多く採用されている。これは決して看過できるものではなく、道路管理者、電線管理者など関係者が全力で改善すべきである。

■安全で美しい国土を創るために

国際社会との関係において、去年は、訪日外国人旅行者数が1,000万人を超え、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることが決定した。また、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の発生確率や被害状況が客観的に想定され、防災面からの対応も待ったなしの状況である。

これらを契機に、今こそ、子供や、孫たちの世代に、安全で美しく誇りの持てる国土を引き継いでいくために、電柱・電線が無い状態が標準であるとの認識を共有しながら、国民的な取り組みとして無電柱化を推進していく必要がある。

こうした問題意識の中で、ITS推進・道路調査会無電柱化小委員会は、本年3月以降、国、地方公共団体、NPO団体、民間企業などからのヒアリング及び意見交換を精力的に重ねてきたところであり、今後、進めるべき取組として、以下について提言する。

<電柱に対する意識改革>

- 1 政治、行政、経済界は一致協力し、あらゆる手段を講じて、電柱が立っている状態を普通とする日本の常識を打破し、「電柱が無いことが常識」となる意識改革を進めること。

<基本方針の樹立>

- 2 無電柱化を先送りせず、これまでにないスピードで進めるため、その基本方針となる「無電柱化基本法（仮称）」を策定すること。
- 3 道路の新設、拡幅等を行う際や、面開発の実施時において、同時整備を促進するなどにより、新たな電柱の立地を原則禁止とすること。

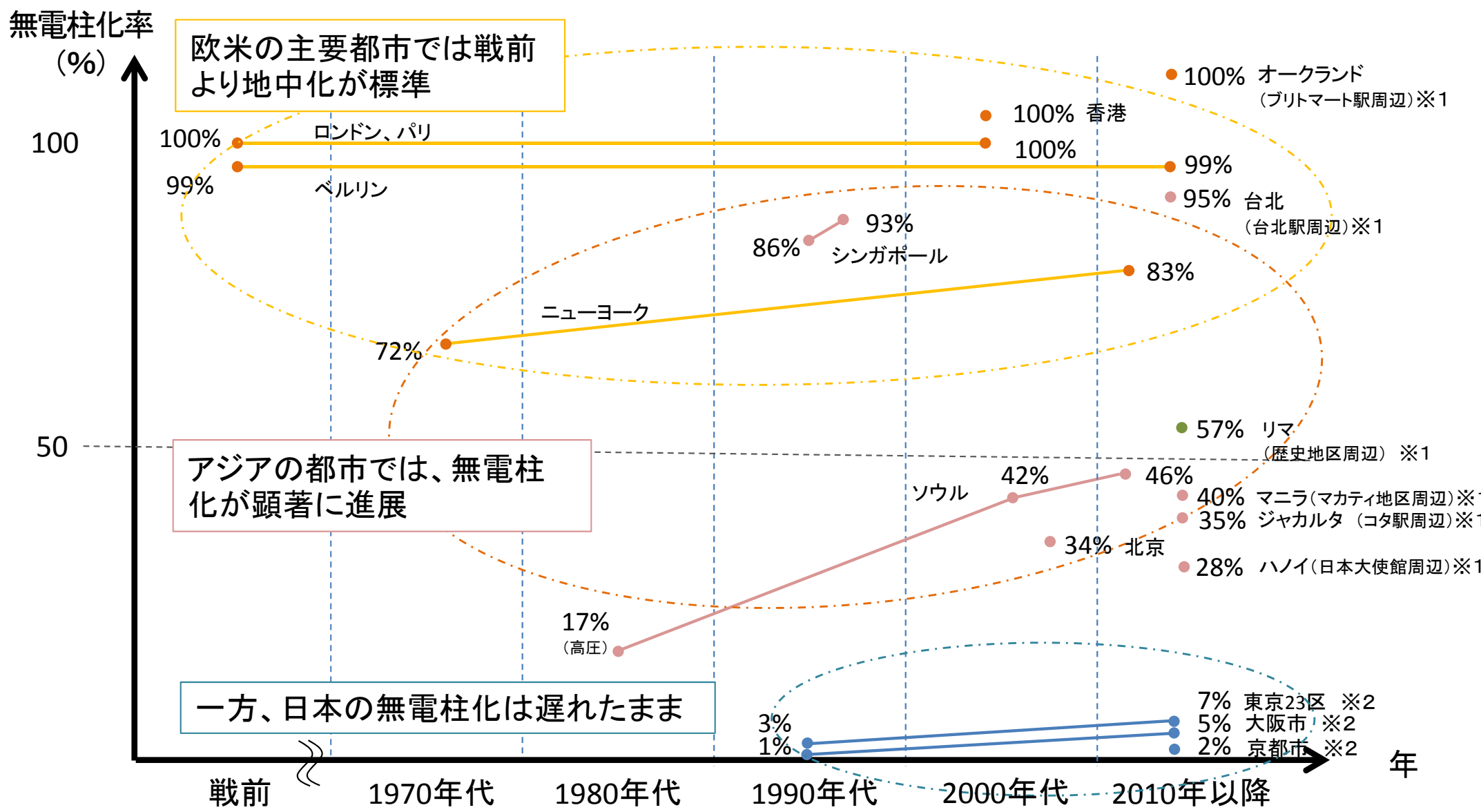
<取り組むべき主な施策>

- 4 全ての道路において無電柱化を推進するためには、現状の整備手法のみでは限界に来ており、世界で標準的な整備手法である直接埋設や小型BOX活用埋設などの手法を適材適所に導入するとともに、必要な設備や工事などについては、これまでのやり方を徹底的に見直し、コスト縮減を進めること。
- 5 無電柱化を最重点施策と位置づけ、必要な予算を確保するとともに、費用負担の見直しや税制面からの誘導方策について検討すること。
- 6 無電柱化の実施箇所を検討・抽出する際に、事業者の視点だけでなく、生活者の視点も含めて地域と連携し、地域の要望を反映すること。
まちづくりの観点から地方公共団体等も主体となって地元の合意形成を図るとともに、無電柱化に協力的な地域を積極的に支援できる仕組みを構築すること。

本小委員会では、この提言を踏まえ、無電柱化促進に向けて、その具体策の検討を進め、秋頃を目途に、最終提言をとりまとめることとする。

ITS推進・道路調査会 無電柱化小委員会 中間とりまとめ
参考資料集

各都市の無電柱化率の推移



※1: 周辺1kmの道路延長ベース
 ※2: 道路延長ベース(ケーブル延長ベースの無電柱化率: 東京(23区)32%、大阪市29%、京都市14%)



欧米の状況(ロンドン、パリ、ベルリン)

ヨーロッパの主要都市では、無電柱化により良好な景観を創出



ロンドン



パリ



ベルリン

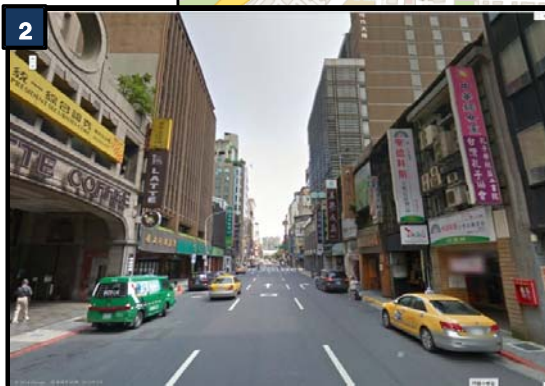
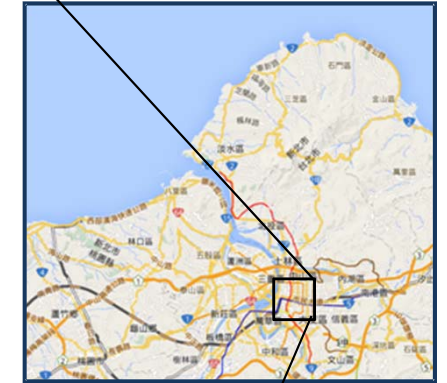
アジアの状況(台北)

台北駅周辺は、面的に無電柱化され、すっきりした街並み

■ 台北



◆ ……鉄道駅



※Googleマップ、ストリートビューを基に作成

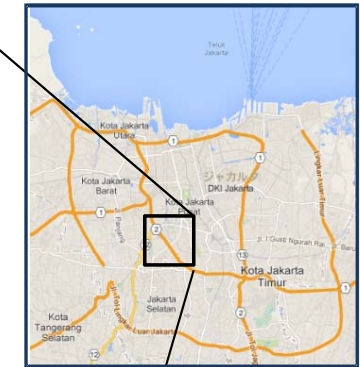
縮尺 1km

アジアの状況(ジャカルタ)

ジャカルタにおいても面的に無電柱化が進められている(cf.下水道普及率約3%)

■ ジャカルタ

◆ ...鉄道駅



※Googleマップを基に作成

縮尺

海外との比較(世界遺産周辺)

海外



ペルー リマ大聖堂前

世界遺産

日本



富岡製糸場正門前



カナダ ケベック歴史地区

世界遺産



富士山を望む道路

※ストリートビューを基に作成

海外との比較(住宅地、細街路)

海外

日本



ロサンゼルス ビバリーヒルズ



田園調布

住宅地



台北



築地

細街路

※ストリートビューを基に作成

海外との比較(郊外)

海外



ブータン

※出典: <http://blogs.yahoo.co.jp/isop18/62715293.html>



スイス

※出典: http://hmatsumi.cocolog-nifty.com/photos/_travel/20.html

日本



熊本県阿蘇市

※ストリートビューを基に作成

郊外

郊外



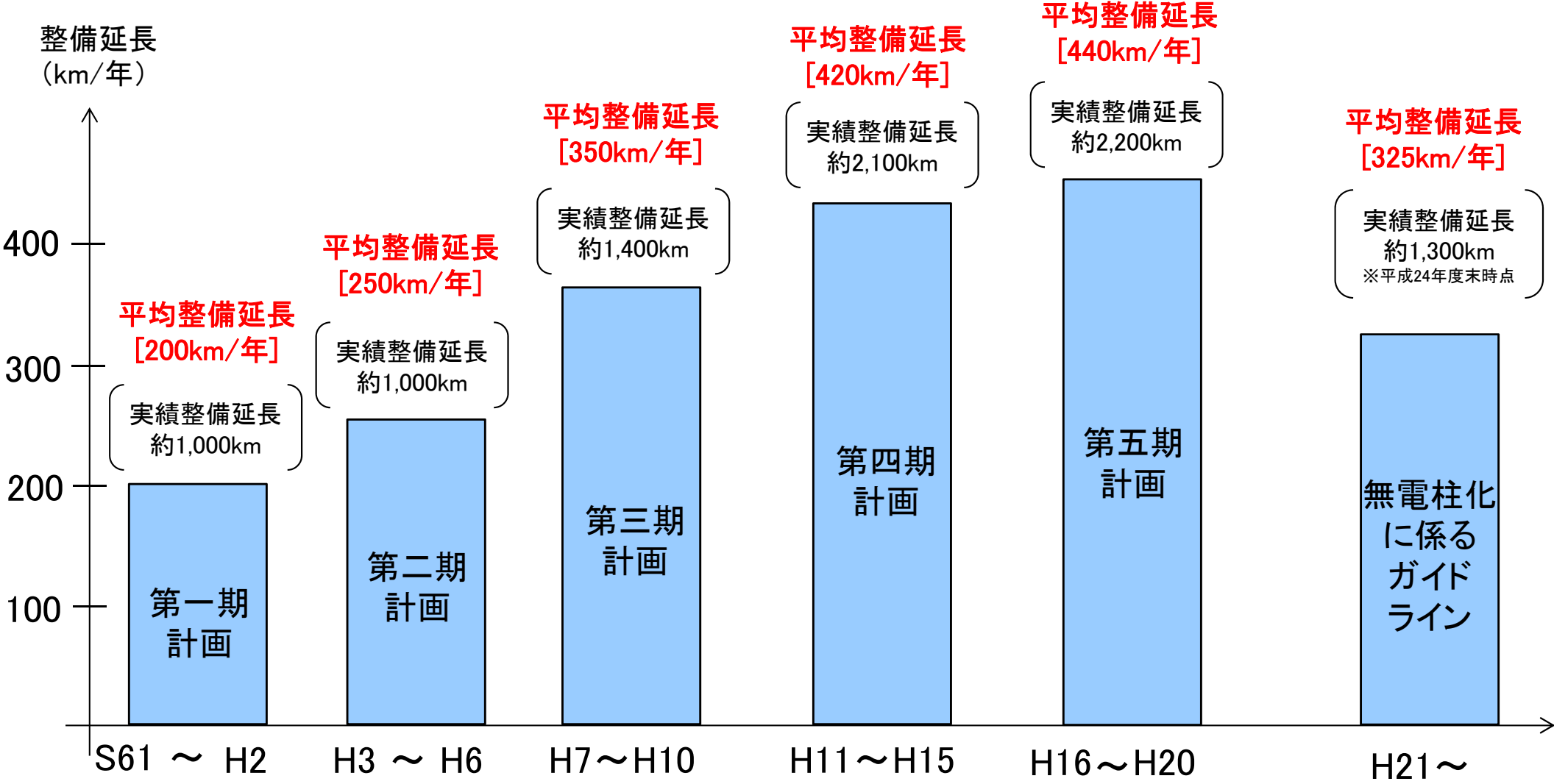
兵庫県多可郡多可町

※出典: <http://m620k.blog46.fc2.com/blog-entry-145.html>

無電柱化の整備延長の推移

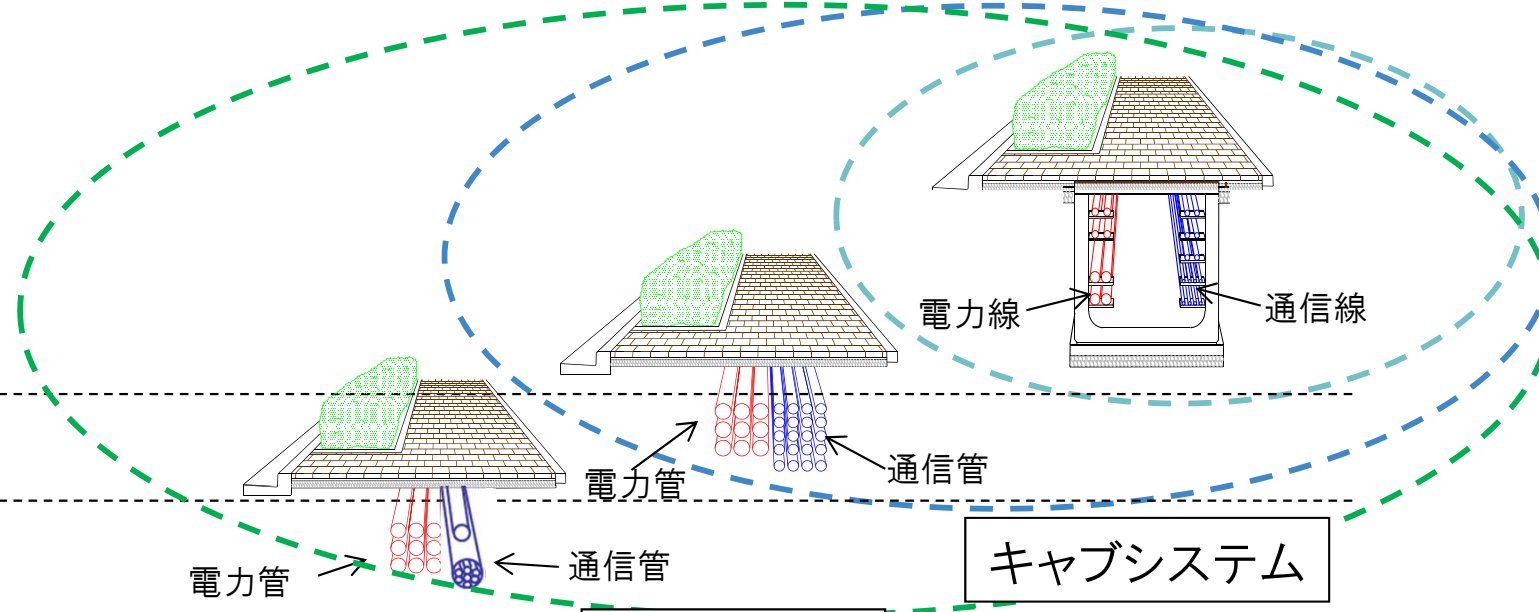
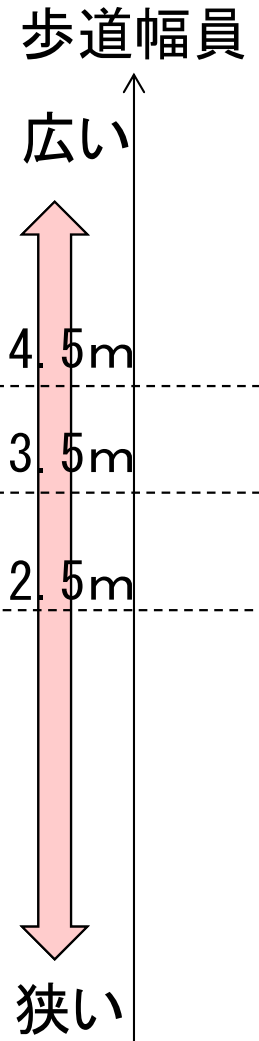
1年あたりの整備延長は平成10年代後半をピークに減少

【年度毎の無電柱化延長】



無電柱化手法の変遷

歩道幅員が広く、電力や通信の需要が大きい地域を想定した手法から徐々にコンパクト化を図っているが、現場対応として限界



電線共同溝
 H11~

- ・よりコンパクト化

電線共同溝
 H7~

- ・コンパクト化
- ・各管路の中にケーブルを敷設

キャブシステム
 ※cable box system
 S61~

- ・歩道下のボックスにまとめて収納

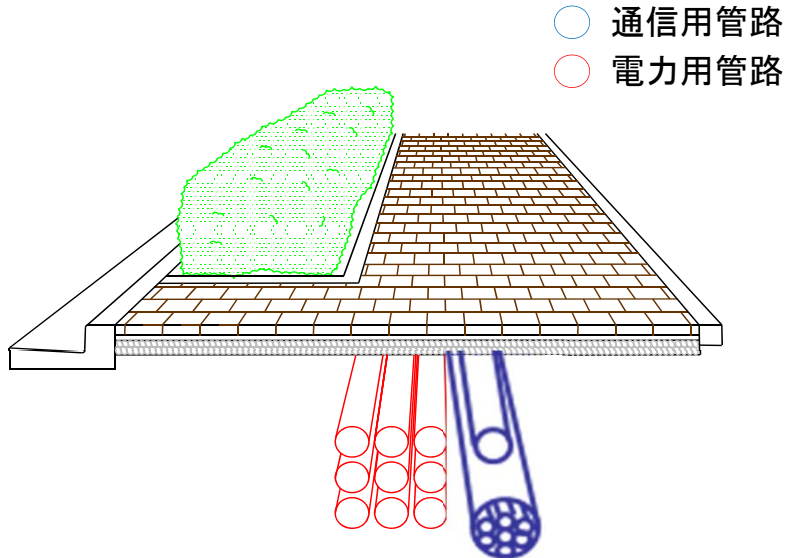
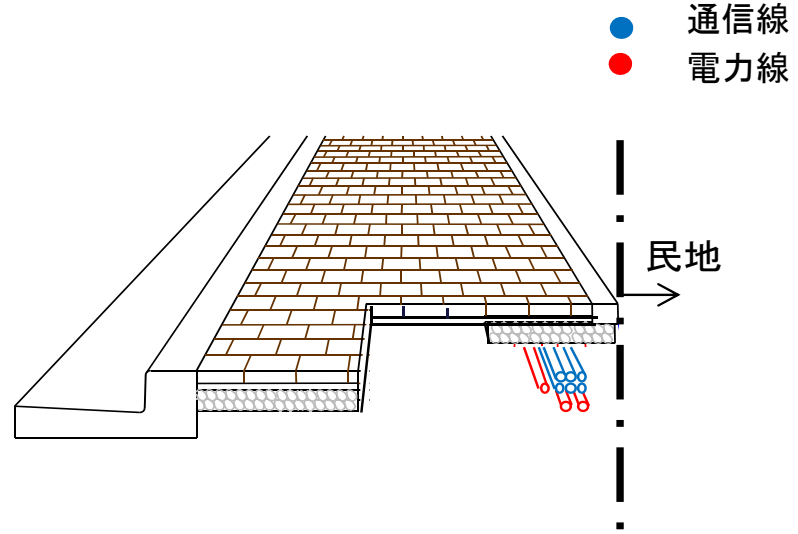


住居系地域

商業系地域

大規模商業系地域

電線共同溝と直接埋設の比較

	電線共同溝	直接埋設
断面図	 <p>○ 通信用管路 ○ 電力用管路</p>	 <p>● 通信線 ● 電力線</p> <p>民地</p>
コスト(※1)	土木工事 約3.5億円/km	土木工事 約0.8億円/km(※2)
採用している主な国(都市)	日本、韓国 等	ロンドン、パリ、ベルリン、ニューヨーク 等

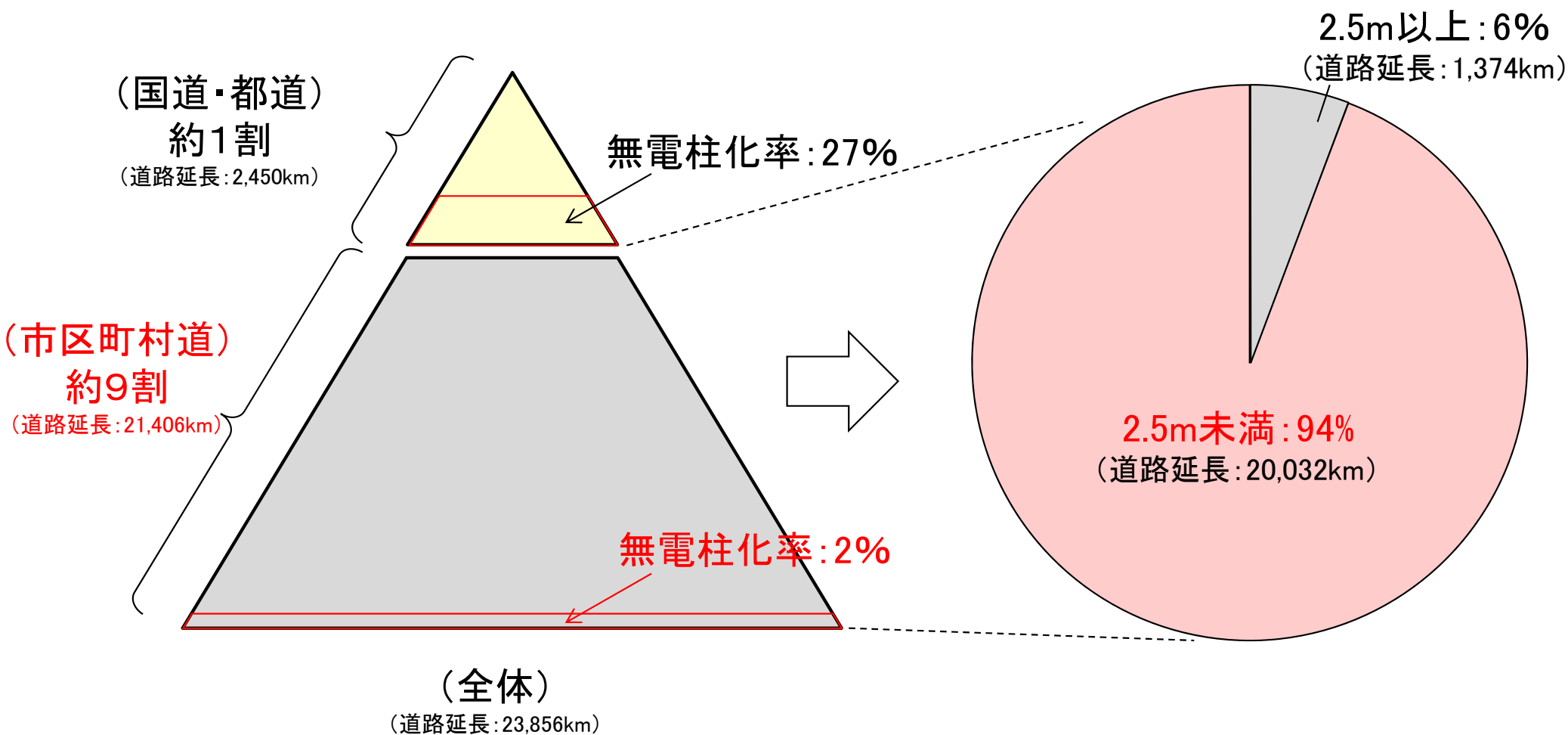
※1 コストには、上記のほか、電気設備(地上機器(トランス)、ケーブル)工事に係る費用(約1.8億円)がある。
 ※2 日本において導入実績がないことから試算したもの。

無電柱化の実施状況と道路幅員別道路延長(東京都内)

約9割の延長を占める市区町村道の無電柱化率は2%
歩道幅員が2.5m未満の道路は市区町村道で94%

＜東京都内の道路延長＞

＜市区町村道の歩道幅員別延長＞



地震等による電柱の倒壊状況

災害	年月	名称	電柱の倒壊状況	
地震	1995年1月	阪神淡路大震災 (兵庫県南部地震)	<p>電力:約4,500基※1 通信:約3,600基※2</p> <p>(供給支障に至ったもののみ) →倒壊した電柱や電線が道路の通行を阻害。生活物資の輸送に影響を与えたほか、緊急車両の通行にも支障。</p> <p>※1 「地震に強い電気設備のために」 (資源エネルギー庁編) ※2 NTT調べ</p>	
台風	2003年9月	台風14号	<p>宮古島市全体 電柱800本</p> <p>→倒壊した電柱により、通行不能箇所が多数発生。</p> <p>※沖縄電力調べ</p>	 <p>出典: NPO法人電線のない街づくり支援ネットワーク</p>
津波	2011年3月	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)	<p>電力:約28,000基※1 通信:約28,000基※2</p> <p>(供給支障に至ったもののみ) →断線した電線が発災直後の道路の啓開作業を阻害。</p> <p>※1 経済産業省HP ※2 NTT調べ</p>	
竜巻	2013年9月	—	<p>埼玉県 越谷市46本※1 千葉県 野田市5本※2</p> <p>※1 越谷市HP ※2 内閣府HP</p>	

【開催経過】

3月13日 第1回小委員会

(発表者)

・東京大学大学院教授 松原隆一郎 氏

(説明者)

・国土交通省道路局長 徳山日出男 氏

・東京都建設局長 横溝良一 氏

4月9日 第2回小委員会

(発表者)

・NPO川越蔵の会 会長 原知之 氏

・衆議院議員(元武蔵野市長) 土屋正忠 氏

・参議院議員(元岡山県知事) 石井正弘 氏

4月23日 第3回小委員会

(発表者)

・金沢市長 山野之義 氏

6月4日 第4回小委員会

(発表者)

・(株)関電工電力本部地中配電部長 長倉栄一 氏

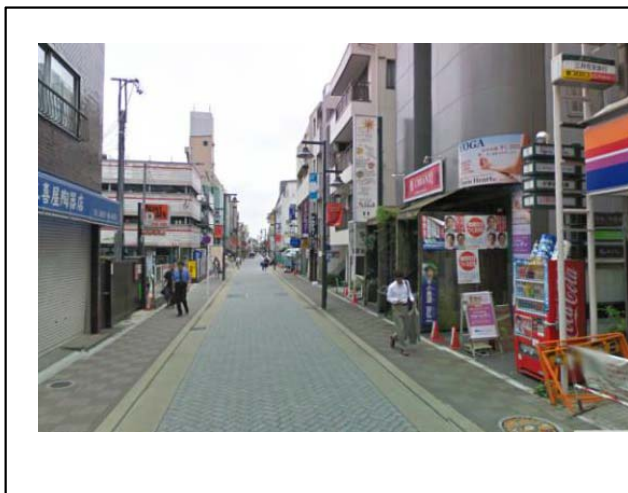
・関東電力関連産業労働組合総連合 新井行夫 氏



川越市



倉敷市



武蔵野市



写真提供：金沢市

金沢市

平成26年9月2日

**無電柱化対策に関する調査(地域計画調査)
＜全国的課題に関する通知＞**

総務省管区行政評価局及び行政評価事務所では、地域計画調査として、無電柱化を推進する観点から、無電柱化の実態、個別事業の実施状況等を調査し、その結果をとりまとめ公表しました。

総務省行政評価局では、これらの調査の結果、無電柱化を推進する上での全国的・横断的な課題が認められたことから、国土交通省に対して通知しましたので、公表します。

- ・ [概要](#) 
- ・ [通知](#) 

※ 管区局・事務所の調査結果等については、各ホームページを参照

- ・ [北海道管区行政評価局](#)
- ・ [関東管区行政評価局](#)
- ・ [中部管区行政評価局](#)
- ・ [近畿管区行政評価局](#)
- ・ [九州管区行政評価局](#)
- ・ [京都行政評価事務所](#)

連絡先

総務省行政評価局 財務、経済産業等担当室
担当：長廻、宮本、會田
電話：03-5253-5435(直通)
FAX：03-5253-5436
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

無電柱化対策に関する調査について(概要)

～無電柱化を推進する観点から、無電柱化の実態、個別事業の実施状況等を調査～

調査の背景

- 戦後、電力・通信需要の急増に伴い、多くの電柱が設置され、その結果電柱が林立
- 昭和61年度から電線類地中化計画をはじめとした数次の計画に基づき、道路上から電柱や電線類を撤去する無電柱化対策事業を実施
- 日本の市街地等の幹線道路の無電柱化率は平成24年度末で15%にとどまり、欧米の主要都市と比べて低い。

行政評価局長通知日：
平成26年 9月 2日
通知先：国土交通省

調査の結果(地域計画調査)

<地域において改善すべき問題点>

- 電線共同溝完成済み箇所での電柱・電線類が未撤去
- 電線共同溝完成済み箇所における占用許可の手続が遅延
- 電線共同溝の管理が不適切
- 緊急輸送道路における無電柱化が低調

<全国的な課題について問題提起>

- 無電柱化の様々なニーズを考慮したより適切な指標の設定
- 電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の撤去の徹底

地域において改善すべき問題点について、管区行政評価局長・行政評価事務所長から地方整備局長等へ通知

無電柱化を推進する上での全国的な課題について、総務省行政評価局長から国土交通省官房長へ通知

※「地域計画調査」：総務省管区行政評価局・行政評価事務所が、地域における行政上の問題について具体的改善を図るために実施。本調査は、平成26年4月から8月の間、5管区行政評価局(北海道、関東、中部、近畿、九州)及び京都府行政評価事務所が実施。

総務省行政評価局長から国土交通省官房長に対する通知(要旨)

無電柱化を推進する上での全国的な課題について問題提起

- 社会資本整備重点計画において、無電柱化率を平成28年度末に18%とする目標設定

※ 無電柱化対策には、「安全・快適」、「景観・観光」、「防災」、「地域活性化」、「復興に向けた街づくり」など、様々なニーズあり

- 現行の指標である無電柱化率は、無電柱化の実態や無電柱化対策の進捗状況を的確に表している

か疑問 【資料1(P3)】

※ 無電柱化率の指標は関係機関において活用されているとは言えない

- 電線共同溝事業は、電線類が地中化され、地上の電柱・電線類が撤去されはじめた効果が発現

- 電線共同溝完成済みの箇所でも、電柱・電線類が未撤去の事例あり 【資料2(P4)】

※ 道路管理者が、電線共同溝完成済み箇所において、電柱・電線類が撤去されているか把握していない事例あり

1 無電柱化の様々なニーズを考慮したより適切な指標の設定

2 電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の撤去の徹底

【資料1】

社会資本整備重点計画における無電柱化率

電線共同溝が完成済みであれば、電柱・電線類が撤去されていなくても「無電柱化された」ものとしてカウント

電柱のないトンネル・橋梁等が含まれる

うち無電柱化された幹線道路延長

無電柱化率 =

市街地の幹線道路全延長

(目標:平成28年度末18%)

市町村道が含まれていない

● 無電柱化率は、無電柱化の実態や無電柱化対策の進捗状況を的確に表しているか疑問

● 無電柱化率の指標は関係機関において活用されているとは言い難い

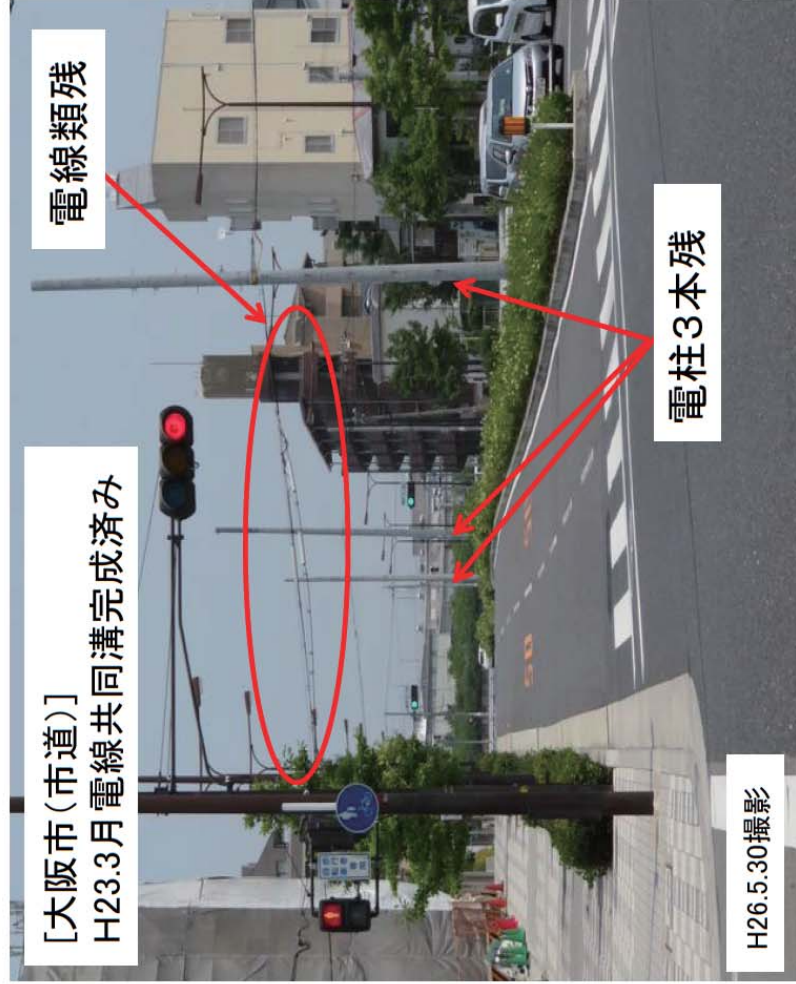
【資料2】

電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の状況

電線共同溝が完成済みの箇所であれば、地上の電柱・電線類は撤去されるべきところ

事例1：電柱・電線類が残っている

〔電線共同溝完成済みで、3年以上経過しているが、電線類の所有者との調整がつかず残ったまま〕



事例2：電柱が残っている

〔電線共同溝完成済みで、電線類が撤去されたにもかかわらず、4年以上電柱が残ったまま (H26.6月までに撤去済み)〕



● 道路管理者が、電線共同溝完成済み箇所において、電柱・電線類が撤去されているか把握していない事例あり

無電柱化の推進

平成 26 年 9 月 2 日付け

国土交通省大臣官房長あて総務省行政評価局長通知

総務省管区行政評価局（北海道、関東、中部、近畿、九州）及び京都行政評価事務所が、平成 26 年 4 月から 8 月にかけて、無電柱化対策に関する調査（地域計画調査）を実施した結果、改善を要する事項がありましたので、貴省業務の参考までに通知します（別紙 1）。

また、本調査の結果、無電柱化を推進する上での全国的な課題が認められましたので、通知します（別紙 2）。

つきましては、関係部局への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、無電柱化の推進についての貴省の取組状況につきましては、無電柱化の重要性に鑑み、当省としても引き続き注視することとしており、今後、必要に応じ本通知への対応状況等を把握させていただくこともありますので、申し添えます。

（別紙 1）： 1 頁～ 5 頁

（別紙 2）： 6 頁～ 7 頁

(別紙1)

1 電線共同溝整備後における対応が不十分

(1) 電線共同溝整備後も電柱又は架空線が未撤去

【北海道管区行政評価局】

(調査結果)

電線共同溝完成後、電線類が残存したままとなっている。

(改善所見)

北海道開発局は、電線共同溝整備済みの道路については、既存占用許可物件についても可能な限り撤去することが望ましいことから、電線共同溝整備済みの道路上に架空線が残存している事例がある場合には、その理由の把握に努め、協議会の場を利用する等して、架空線所有者に架空線の撤去を要請するなど必要な措置を講ずるほか、今回、当局が指摘した事例についても、協議会の場を利用する等して、架空線を撤去するよう要請する必要がある。

(調査結果)

電線共同溝の占用許可を受けながら4年以上未入溝となっているものがみられる。

(改善所見)

北海道開発局は、占用者の未入溝理由を適切に把握するとともに入構が促進されるよう努め、現に電線共同溝に入溝済みとなっている占用者に対しても、電共法等の適正な運用を図る観点から所要の指導を行う必要がある(1(3)関連)。

【中部管区行政評価局】

(調査結果)

- ・ 電線共同溝整備後も一部の電柱が長期にわたり撤去されないままとなっている(第一次緊急輸送道路含む)。
- ・ 中部ブロック協議会は施工状況を把握しているが、電柱が撤去されていない状況を施工完了扱いとしており、把握結果は実態を正確に反映していない。

(改善所見)

中部地方整備局は、電線共同溝整備済区間内において、電柱が撤去されないことにより道路の安全かつ円滑な交通が損なわれることがないようにするとともに、震災等の発生後の緊急輸送に支障が生じないようにするため、①既存電柱・電線管理者に対し、電線共同溝への入溝後は早期に電柱・電線を撤去するよう指導を行うこと。併せて、②今回、当局が指摘した事例について早期撤去を指導すること、更に、③道路管理者と電線管理者との間で、撤去されないままとなっている電柱を把握する方法、及び把握した場合に適時・適切に連携を図って早期撤去するため相互に情報共有する方法を検討する必要がある。

一方、④現在中部ブロック協議会において把握しているとしている事業の進捗状

況の区分については、電線共同溝設置工事完了後、既存電柱の抜柱を把握した上で判断するようにされたい。

【近畿管区行政評価局】

(調査結果)

電線共同溝事業実施後の電柱撤去を推進するための抜柱会議を開催しているが、長期にわたり撤去されないままとなっている。

(改善所見)

近畿地方整備局は、電柱等の早期撤去を図るために、次の措置を講ずること。

抜柱会議等により、電線類の未敷設、電柱の未撤去等の進捗状況等を把握するとともに、電線共同溝整備計画に沿って早期に電線共同溝への電線類の敷設、電柱等の撤去が図られるよう、更に道路管理者及び電線管理者が連携・調整を密にして双方が協働で取り組むこと。

(調査結果)

- ・ 電線共同溝事業完了後に管路不具合が判明し、電線管理者が電線共同溝に敷設できないものがみられる。
- ・ 電線共同溝事業以外で無電柱化されたため、電柱等の撤去を積極的に働きかけできないものがみられる。

(改善所見)

近畿地方整備局は、無電柱化が適切かつ速やかに、計画的に推進されるよう、事業の進捗状況を的確に管理し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 管路不具合、引込み管路追加施工箇所等の発生原因を把握し、その発生をできるだけ少なくなるよう必要な措置を講ずるとともに、早期に電線管理者による電線共同溝への電線類の敷設ができるよう必要な措置を講ずること。

また、管内の道路管理者に対し、上記①について周知すること。

- ② 協議会事務局である近畿地方整備局は、電線共同溝事業以外により無電柱化された箇所にある架空線等の撤去についても、協議会等の機会を活用するなどして、道路管理者と電線管理者双方が協働して電柱等の撤去について取り組むよう、協議会構成員に対して、助言・支援に努めること。

【京都行政評価事務所】

(調査結果)

電線共同溝整備後、長期にわたり抜柱が行われておらず、今後の予定も不明となっている。

(改善所見)

近畿地方整備局（京都国道事務所）は、無電柱化の事業における電線共同溝整備事業の効果が早期に発現されるよう、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 電線共同溝の整備が完了した区間について、電線管理者及び交通管理者との調

整・連携を強化するなどして、引き続き未抜柱の原因の把握・分析を行うとともに、早期の対応を図ること。

② 事業実施以前から、連絡会議等の場を通じて、交通管理者との間で抜柱を円滑に進めるための調整の強化を図ること。

③ 電線共同溝事業の円滑な実施のため電線共同溝事業実施に不可欠な地上機器の設置、引込み管路に係る沿道住民への周知方法等について、電線管理者が参加する電線共同溝事業開始前の打合せや抜柱会議等の各種機会を活用して、市町村とも連携しつつ、電線管理者へ働きかけるとともに電線管理者と協力することにより沿道住民との合意形成に一層努めること。

【九州管区行政評価局】

(調査結果)

電線共同溝整備後、架空線が残存したままとなっている。

(改善所見)

九州地方整備局は、直轄国道における電線共同溝整備事業について、電線共同溝本体工事後の進捗状況、事業終了時の現況等を的確に把握するため、抜柱完了までの間に、電線共同溝整備計画等を活用するなどして、進捗管理及び電線管理者等との情報連携を徹底する方法を検討する必要がある。

(2) 電線共同溝整備後の占用許可の手続が遅延

【近畿管区行政評価局】

(調査結果)

電線共同溝事業完了後、電線共同溝占用許可を出すまでに約4年を要しているものがみられる。

(改善所見)

近畿地方整備局は、無電柱化が適切かつ速やかに、計画的に推進されるよう、事業の進捗状況を的確に管理し、次の措置を講ずる必要がある。

電線共同溝事業完了後、できるだけ速やかに電線管理者に占用許可を出すよう努めること。

また、管内の道路管理者に対し、上記について周知すること。

(3) 電線共同溝の管理が不適切

【北海道管区行政評価局】

(調査結果)

電線共同溝法に基づく届出が行われておらず、管理台帳にも必要事項が掲載されていないものがみられる。

(改善所見)

北海道開発局は、占用者の未入溝理由を適切に把握するとともに入構が促進され

るよう努め、現に電線共同溝に入溝済みとなっている占有者に対しても、電共法等の適正な運用を図る観点から所要の指導を行う必要がある（1（1）再掲）。

（調査結果）

電線共同溝の鍵の管理に係る事務手続が適正に行われていないものがみられる。

（改善所見）

北海道開発局は、電線共同溝の保安の徹底及び適正な入出溝の励行確保を図る観点から、占有者に対する鍵返納届及び入構（作業）完了届の確実な提出に関する指導を的確に行い、電線共同溝の管理に万全を期する必要がある。

【近畿管区行政評価局】

（調査結果）

- ・ 電線共同溝管理規程に基づき作成することになっている収容物件の敷設状況に係る管理台帳への未記載等がみられる。
- ・ 鍵の貸出しが規程どおりに行われていないものがみられる。
- ・ 事故発生時における緊急連絡系統図の記載内容に誤りがみられる。

（改善所見）

近畿地方整備局は、電線共同溝管理規程等に基づき維持管理を適切に行うこと。また、管内の道路管理者に対して、上記について周知するよう努めること。

2 緊急輸送道路における無電柱化の整備が低調

【近畿管区行政評価局・京都行政評価事務所】

（調査結果）

- ・ 緊急交通路の無電柱化の実績が低調
- ・ 京都府内における緊急輸送道路の無電柱化の整備状況は、全国的に見て低い。

（改善所見）

協議会事務局である近畿地方整備局は、大規模災害発生時における応急対策の確保の観点から、無電柱化推進計画の策定及び無電柱化事業実施に当たり、緊急交通路・緊急輸送道路を重点的、優先的に行う箇所として電線管理者等の協力の下合意を図り、協議会・地方部会の構成員がこれに沿って計画的に無電柱化を図ることについて協議する必要がある。

3 無電柱化に係る住民への周知・啓発が不足

【近畿管区行政評価局・京都行政評価事務所】

（調査結果）

- ・ 無電柱化に係るホームページの掲載内容が古く（平成10年時点）、更新されていない。
- ・ 無電柱化に係る周知等を行っていないものがみられる。
- ・ 無電柱化事業の計画の公表が行われていないものがある。

(改善所見)

近畿地方整備局は、無電柱化に係る住民の理解を深め、無電柱化を計画的に推進するために、次の措置を講ずること。

- ① 自らのホームページで公表している無電柱化に係る内容を更新すること。
- ② 協議会事務局である近畿地方整備局は、無電柱化の効果等の周知等を行っていない構成員に対して、協議会等の機会を活用して住民に周知等を行うよう助言・支援に努めること。
- ③ 近畿地方整備局は、路線・箇所名、整備予定延長、事業実施予定時期等を明示した無電柱化事業の計画を管内の国道事務所ごとに公表に努めるとともに、協議会事務局である近畿地方整備局は、構成員に対して、協議会等の機会を活用して、各構成員の上記内容の推進計画の公表について検討するよう助言・支援に努めること。

さらに、近畿地区、大阪地区、京都地区等の無電柱化事業の全体像が分かるよう、協議会及び各部会において承認された推進計画の概要の公表について、関係者に働きかけるなど、必要な措置を検討すること。

(調査結果)

電線共同溝事業で不可欠な地上機器の設置や民家への引込の周知が不十分となっている。

(改善所見)

近畿地方整備局は、電線共同溝事業の円滑な実施のため、電線共同溝事業実施に不可欠な地上機器の設置、引込み管路に係る沿道住民への周知方法等について、電線管理者が参加する電線共同溝事業開始前の打合せや抜柱会議等の各種機会を活用して、市町村とも連携しつつ、電線管理者へ働きかけるとともに電線管理者と協力することにより沿道住民との合意形成に一層努める必要がある。

(別紙2)

1 無電柱化の様々なニーズを考慮したより適切な指標の設定

現行の「無電柱化率」は、無電柱化の実態や無電柱化対策の進捗状況を的確に表しているか、無電柱化対策に求められている様々なニーズを考慮したものとなっているか疑問がある。また、「無電柱化率」の指標は関係機関において活用されているとは言い難い。

このため、電柱化対策に求められている様々なニーズを考慮した上で、関係機関と連携・協力し、無電柱化対策の円滑な実施のためのより適切な指標を設定する必要がある。

(説明)

- 無電柱化対策には、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝法」という。）の目的に掲げられた安全かつ円滑な交通の確保、景観の整備のほかに、近年では災害の防止、歴史的街並みの保全、観光の振興、地域の活性化、復興に向けた街づくりといった様々なニーズがあり、電線共同溝法等に基づく地中化方式による整備を基本としつつ、地域の実情に応じて、地中化方式以外の無電柱化方式も活用するものとされている。
- 「社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）においては、市街地等の幹線道路の無電柱化率を平成28年度末に18%とする目標が設定されている。現行の「無電柱化率」は、市街化区域等の国道・都道府県道の道路延長から算出されており、市町村道の道路延長が除かれているほか、電柱が設置されていないトンネル・橋梁等に係る道路延長が含まれている。その上、電線共同溝完成済み区間については「無電柱化率」の分子に算入されているが、下記2のとおり、電線共同溝完成済みであっても電柱・電線類が撤去されていない状況がみられた。また、無電柱化対策の実施により電柱が減少する一方で、宅地開発等により電柱が増加している状況もみられた。

以上のことから、現行の「無電柱化率」は無電柱化の実態や無電柱化対策の進捗状況を的確に表しているか、無電柱化対策に求められている様々なニーズを考慮したものとなっているか疑問がある。
- 都道府県・政令市ごとの「無電柱化率」は公表されているが、都道府県・政令市ごとに「無電柱化率」の目標が設定されているわけではなく、無電柱化事業の実施予定箇所の計画をとりまとめる地方ブロック無電柱化協議会の構成機関はいずれも「無電柱化率」の算出（測定）方法を承知していないとしている。また、国土交通省が「無電柱化率」を算出する際に使用している無電柱化データベースについても、関係機関に共有されておらず、「無電柱化率」の指標は関係機関において活用されているとは言い難い。

2 電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の撤去の徹底

電線共同溝事業については、関係機関が連携・協力の上、完成済み箇所において電柱・電線類が撤去されているか把握し、電柱・電線類の撤去を徹底する必要がある。

(説明)

- 電線共同溝事業は、電線類が地中化され、地上の電柱・電線類が撤去されてはじめて効果が発現するものである。
- しかしながら、当省の調査の結果、
 - ・ 大阪国道事務所においては、電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の撤去状況を把握しているが、電線共同溝完成済み 49 箇所のうち、電柱・電線類の撤去が完了しているものが 16 箇所にとどまっており、電線共同溝完成済みであっても 480 本の電柱は撤去の予定も立っておらず、電線共同溝完成済み箇所の占用許可が出されてから 12 年以上経っても電柱が撤去されていない事例もある。
 - ・ 他の調査対象地方整備局・国道事務所の中には、電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の撤去状況を把握しておらず、電線共同溝完成済み箇所において電柱・電線類が撤去されていない箇所等がある。という状況がみられた。